

資料 7

(別添)

柳井医療センター 公的医療機関等2025プラン

平成29年 8月 策定

【病院の基本情報】

医療機関名：柳井医療センター

開設主体：国立病院機構

所在地：山口県柳井市伊保庄95

許可病床数：280床

(病床の種別) 一般病床 (一般・重症)

(病床機能別) 慢性期 (重症心身障害者・神経難病・がん・慢性腎不全)

稼働病床数：280床

(病床の種別) 一般病床 (一般・重症)

(病床機能別) 慢性期 (重症心身障害者・神経難病・がん・慢性腎不全)

診療科目：(12診療科)

内科・神経内科・小児科・呼吸器内科・循環器科・外科・整形外科・皮膚科・泌尿器科・人工透析外科・リハビリテーション科・歯科

職員数

(29.8.1 現在)

		定員		合計
		実人員	非常勤 実人員	
医師		14	4	18
看護職員	看護師	164	18	206
	看護助手	2	22	
専門職	医(二)	37	3	64
	福祉職・療養 介助員等	15	9	
事務職員		11	11	22
合計		243	67	310

【病院の基本情報】

【1. 現状と課題】

【山口県地域医療構想から抜粋】

① 構想区域の現状

○地域の人口及び高齢化の推移人口は、平成22年(2010年)の86,623人が、平成37年(2025年)には70,455人(平成22年比-18.7%)、平成52年(2040年)には55,493人(同-35.9%)に減少すると予測されています。一方、75歳以上人口は、平成22年(2010年)の17,673人が、平成37年(2025年)には19,534人(同+10.5%)に増加した後、平成52年(2040年)には15,914人(同-10.0%)に減少すると予測されています。

○地域の医療機関・病床の状況

本圏域には、9の病院と72の一般診療所、38の歯科診療所、44の薬局があります。また、平成27年(2015年)病床機能報告結果によると、急性期415床、回復期32床、慢性期1,566床となっており、高度急性期の病床がなく、慢性期の病床が極端に多い状況にあります。本圏域には、高度急性期・急性期医療を担うDPC病院が1病院ありますが、半島や島しょ部においては病院までの移動に60分以上を要する地域があります。

② 平成37年(2025年)における医療需要及び必要病床数(在宅医療等の医療需要)

平成25年度(2013年度)のレセプトデータ等を基に、医療法施行規則及び厚生労働省通知の計算式により算出した、平成37年(2025年)の医療需要及び必要病床数の推計結果は、次のとおりです。

	医療需要 (患者住所地) (人/日)	現在の医療提供体制 が変わらないと仮定 した場合の他の構想 区域に所在する医療 機関により供給され る量を増減したもの (医療機関所在地) (人/日)	将来のあるべき医療 提供体制を踏まえ他 の構想区域に所在す る医療機関により供 給される量を増減し たもの (人/日)	必要病床数 (床)
高度急性期	53	37	37	49
急性期	195	166	195	250
回復期	232	150	206	229
慢性期	471	608	518	563
計	951	961	956	1,091
平成37年(2025年)の在宅医療等の医療需要(人/日)				1,625

③ 構想区域における医療構想

2015年病床機能報告結果によると、急性期415床、回復期32床、慢性期1,566床となっており、高度急性期の病床がなく、慢性期の病床が極端に多い状況にある。2025年の必要病床数の推計結果は高度急性期49床、急性期250床、回復期229床、慢性期563床であり回復期を除き減少する。

柳井地域医療構想区域		慢性期	回復期	急性期	高度急性期	合計
病床数	現状報告数	1,598	86	361	0	2,045

	6年後の予定	1,544	140	361	0	2,045
	2025年必要病床数	563	229	250	49	1,091
	2025年と6年後の予定との差分	▲ 981	89	▲ 111	49	▲ 954

④ 構想区域（保健医療圏）における課題

- ・ 医師（脳外科、循環器科、産婦人科、小児科、耳鼻咽喉科、呼吸器科、放射線治療医、病理診断医等）、看護師等の医療従事者の不足
- ・ 医療機関間の連携の強化や役割分担の明確化
- ・ 病床が慢性期機能に偏在し、他圏域から慢性期の患者が流入
- ・ 圏域に三次救急医療機関がなく、高度急性期機能が不足
- ・ 回復期機能が不足し、他圏域に多くの回復期の患者が流出
- ・ 早期治療が必要な脳卒中等の脳外科、産科・小児科医療の不足
- ・ 高齢者、特に高齢者単身世帯や夫婦のみ世帯での在宅医療を支える医療・介護従事者の不足
- ・ 慢性期機能のうち、長期にわたり療養が必要な重度の障害者（重度の意識障害者を含む）、難病患者等を入院させる機能については、圏域の医療機関が他の圏域からも入院患者を受け入れており、全県における医療提供体制が不十分

⑤ 地域の医療提供体制の将来のあるべき姿

高度急性期・急性期機能

- ・ 高度急性期、急性期医療の提供体制の強化を図り、高度急性期の一部を除き、できる限り圏域内で完結できる体制の整備が必要です。
- ・ 脳疾患・心臓疾患等への対応など、救急医療体制の強化を図り、初期・二次・三次救急医療機関の役割分担・相互連携を進めるとともに、周南・岩国保健医療圏との連携が必要です。
- ・ がんについて、通常の治療については圏域内の医療機関において、高度な治療や手術は他保健医療圏の医療機関と連携するなど、役割分担・相互連携が必要です。
- ・ 小児救急医療体制の充実強化が必要です。

回復期機能

- ・ 圏域において不足している回復期機能を確保するため、回復期リハビリテーション病棟や地域包括ケア病棟等の整備が必要です。

慢性期機能・在宅医療等

- ・ 退院患者を地域で円滑に受け入れるため、介護施設等の受け皿を確保するとともに、病院、医師会、介護施設、行政の連携・協力による、地域における在宅医療提供体制の充実強化が必要です。
- ・ 在宅療養支援病院、在宅療養支援診療所等を増やし、在宅医療の提供体制の確保が必要です。
- ・ 容態変化時に患者を受け入れる後方支援医療機関（有床診療所を含む）の整備により、在宅医療の連携体制の確保が必要です。
- ・ 患者を支える家族の負担が大きくなりすぎないように、家族の理解・協力を得やすい在宅医療提供体制の構築が必要です。
- ・ 軽度認知障害への早期対応のため、家族や周辺住民、民生委員、医師会等の連携が必要です。
- ・ 長期にわたり療養が必要な重度の障害者（重度の意識障害者を含む）、難病患者等を入院させる医療提供体制の確保が必要です。

⑥ 自施設の現状

当院の理念

- 1 良質の医療を提供します。
- 2 素晴らしい療養環境を提供します。
- 3 患者満足度の向上に努めます。
- 4 職員満足度の向上に努めます。

診療方針

- 1 政策医療の推進
- 2 地域医療の充実
- 3 安全で質の高い医療の提供

地域・広域での役割等

山口県全域及び広島県西部地区における神経難病、重症心身障害医療専門医療施設として位置づけられている。

5 疾病 5 事業及び在宅医療に関して

- ①がん：消化器がんの内視鏡処置、外科治療及び化学療法
- ②脳 卒 中：急性期脳梗塞及び脳出血の急性期診療（外科的処置の対象例や線溶療法適応の脳梗塞は除く）、急性期リハビリ
- ③糖 尿 病：慢性腎不全における人工透析（24床フル稼働）
- ④精神疾患：認知症の専門医療（認知症疾患医療センター（地域型）へ指定）
- ⑤救急医療：24時間365日対応の腹部救急
- ⑥周産期医療：ポストNICU及び療養・養育支援
- ⑦在宅医療：訪問リハビリテーション

診療実績

届出入院基本料等

<入院基本料>障害者施設等入院基本料区分1（10：1看護）

病床稼働率及び平均在院日数

病床の稼働率は90%台後半で推移しており、平均在院日数も長い。

病床稼働率

病床数(280床)	28年度
合計	95.9%

平均在院日数

病床数(280床)	28年度
合計	317.3

【2. 今後の方針】

① 地域において今後担うべき役割

当院が担う慢性期機能とは、長期にわたり療養が必要な重度の障害者（重度の意識障害者を含む）、難病患者等を入院させる機能である。

神経難病等に対する医療については、平成28年7月に策定された山口県地域医療構想において、慢性期機能のうち神経難病等については、全県における医療供給体制が不十分とされていることから、山口県全体の神経難病等の医療を担うため、慢性期機能を維持する。

重度障害者の透析に対する医療については、柳井保健医療圏のみならず他の医療圏からも患者を受け入れており、引き続き慢性期機能を維持する。

重症心身障害児に対する医療については、柳井保健医療圏のみならず県内から広く患者を受け入れており、ポストNICU・短期入所への対応を充実しつつ、慢性期機能を維持する。

地域医療において重装備な急性期入院医療までは必要としないが、在宅や介護施設等において症状の急性増悪した状態（サブアキュート）「腹部救急、脳卒中救急等」の患者に対して必要な医療を提供する。

【3. 具体的な計画】

① 4機能ごとの病床のあり方について

＜今後の方針＞

	現在 (平成28年度病床機能報告)		将来 (2025年度)
高度急性期		→	
急性期			
回復期			
慢性期	280		280
(合計)	280		280

＜年次スケジュール＞

	取組内容	到達目標	(参考) 関連施策等
2017年度			2 年 程 で 中 途 的 な 検 査 を 促 進 す べ し
2018年度			
2019～2020 年度			第7期 介護保険 事業計画 第7次医療計画
2021～2023 年度			第8期 介護保険 事業計画

② 診療科の見直しについて

検討の上、見直さない場合には、記載は不要とする。

<今後の方針>

	現在 (本プラン策定時点)		将来 (2025年度)
維持		→	
新設	/		
廃止			
変更・統合		→	

③ その他の数値目標について

医療提供に関する項目

- ・ 病床稼働率：
- ・ 手術室稼働率：
- ・ 紹介率：
- ・ 逆紹介率：

経営に関する項目*

- ・ 人件費率：
- ・ 医業収益に占める人材育成にかかる費用（職員研修費等）の割合：

その他：

現時点では基金の活用を想定していない。

* 地域医療介護総合確保基金を活用する可能性がある場合には、記載を必須とする。

【4. その他】

(自由記載)